

# TH Picks for Association & Foundation

 Vol. 14  
 2026.02

【発行日】 2026年2月1日発行  
 【発行元】 辻・本郷 税理士法人  
 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階  
 TEL : 03-6911-3101 【受付時間：9時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始除く）】  
 URL : <https://www.ht-tax.or.jp/>

Webサイト



## 特集

### 宗教法人における収益事業の具体的な判定について



宗教法人は、宗教活動を行うことが本来の目的ですが、それに伴い付随事業を行うこともできます。その事業が収益活動に該当する際の具体的な判定、実際に収益事業を行う際に行うべきことについて解説します。

#### 収益事業に該当する34の業種

株式会社のような普通法人は全ての所得に対して、法人税が課税されます。一方で、宗教法人は宗教活動による収入は非課税であり、収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税されます。この場合における収益事業は、下記に掲げる34種類の事業で、継続して事業場を設けて行われるものです。

1. 物品販売業
2. 不動産販売業
3. 金銭貸付業
4. 物品貸付業
5. 不動産貸付業
6. 製造業
7. 通信業、放送業
8. 運送業、運送取扱業
9. 倉庫業
10. 請負業<sup>(注1)</sup>
11. 印刷業
12. 出版業
13. 写真業
14. 席貸業
15. 旅館業
16. 料理店業その他の飲食店業
17. 周旋業
18. 代理業
19. 仲立業
20. 問屋業
21. 鉱業
22. 土石採取業
23. 浴場業
24. 理容業
25. 美容業
26. 興行業
27. 遊技所業
28. 遊覧所業
29. 医療保健業
30. 技芸教授業
31. 駐車場業
32. 信用保証業
33. 無体財産権の提供業
34. 労働者派遣業

<sup>(注1)</sup> 事務処理の委託を受ける業を含みます。

#### 宗教法人における具体的な収益事業の判定

##### ① お守り、おみくじ等の頒布

お守り、お札、おみくじの頒布については、実質的な喜捨金と認められるような場合は、収益事業には該当しません。しかし、一般の物品販売業者が販売している物品を通常の販売価格で販売する場合は、物品販売業であるため、収益事業に該当します。

##### ② 墳墓地等の不動産の貸付け

宗教法人は、墳墓地を貸付けた際、墓地を使用する権利の「永代使用料」として、一定の金額を一括徴収することも含まれます。墳墓地の貸付けは収益事業に該当しないため、これらの収入は非課税となります。しかし、宗教法人が墳墓地以外の貸付けを行う場合、一定の要件<sup>(注2)</sup>を除き、不動産貸付業に該当し、収益事業となるため注意が必要です。  
<sup>(注2)</sup> 国又は地方公共団体の用に供する場合

##### ③ 境内地等の席貸し

境内地や本堂等の施設を不特定又は多数の者の娯楽、遊興の目的のために行う席貸しは、全て収益事業に該当します。

#### ④ 宿泊施設の経営

所有する宿泊施設に信者や参詣人を宿泊させ、宿泊料を受け取る場合、旅館業に該当し、収益事業となります。しかし、宗教活動に関連して利用される宿泊施設であり、その宿泊料が全ての利用者につき1泊1,000円以下である場合<sup>(注3)</sup>は、収益事業に該当しません。

<sup>(注3)</sup> 食事を提供する場合は、2食付きで1,500円以下であるか否かが基準となります。

#### ⑤ 所蔵品等の展示

所蔵している物品又は保管の委託を受けたものを常設の宝物館等において観覧させる行為は、収益事業には該当しません。

#### ⑥ 茶道、生花等の教授

茶道教室、生花教室等を開設し、茶道、生花等特定の技芸を教授する事業は、技芸教授業に該当し、収益事業となります。

#### ⑦ 駐車場の経営

境内地の一部を時間極めや月極めで駐車場所を提供する事業は、駐車場業に該当し、収益事業に該当します。

#### ⑧ 結婚式場の経営

神前結婚、仏前結婚等の挙式を行い、宗教活動の一部として認められる場合、収益事業に該当しません。しかし、挙式後の披露宴で利用する宴会場の席貸し、飲食物の提供、衣装の貸し付け、記念写真の撮影を行う事業は、収益事業に該当するため、注意が必要です。

### みなし寄付金

宗教法人が収益事業を行った場合、みなし寄付金制度を適用することができます。株式会社のような普通法人が寄付をした場合、寄付金を支出した法人の資本金等の金額または所得の金額を基礎として計算した金額を超える部分の金額は、損金の額に算入されません。(法人税法37条1項) 一方で、宗教法人が収益事業から収益事業以外の事業のために支出した金額は、次の算式により計算した金額の範囲内で損金に算入することができます。

各事業年度の収益事業に係る所得金額×20%=損金算入限度額

## 収益事業を開始した際の主な手続き

#### ① 規則の変更

宗教法人が新たに収益事業を始める場合、普通法人における定款にあたる規則を変更する必要があります。規則の変更内容については、収益事業の内容について具体的に明記しなければなりません。

#### ② 税務署への届出

新たに収益事業を開始した日の2ヶ月以内に「収益事業開始等届出書」を所轄の税務署長に提出する必要があります。

#### ③ 区分経理

会計区分について、収益事業、非収益事業の区分を設け、経理処理をする必要があります。ただし、資産の区分経理について困難である場合、決算時に償却費を使用面積割合等によって区分し、収益事業の経費を計算するという方法を用いることも可能です。

#### ④ 法人税確定申告書の提出

各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に所轄の税務署長に対して、法人税確定申告書を提出し、法人税の額を納付しなければなりません。なお、法人税確定申告書の提出の際、収益事業に関する貸借対照表や損益計算書等だけでなく、収益事業以外の事業に関する貸借対照表や損益計算書等の書類を添付する必要があります。注意が必要です。

#### ⑤ 所轄庁への書類提出

宗教法人の活動拠点が1ヶ所の場合は、都道府県に、2ヶ所以上になる場合は、文化庁へ会計年度終了後4ヶ月以内に書類を提出する必要があります。ただし、収入金額により、提出内容が変わりますので、注意が必要です。

#### 参考資料

【国税庁】「令和8年宗教法人の税務」 [https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/r08\\_shukyo.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/r08_shukyo.pdf)  
【文化庁】「宗教法人のための運営ガイドブック」(令和5年11月発行) [https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/pdf/93980601\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/pdf/93980601_01.pdf)